

うらわライトハウス保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名称	社会福祉法人 榊会
所在地	さいたま市浦和区北浦和三丁目 8-9
電話番号	048 - 834 - 1711
代表者氏名	理事長 藤森 英和

2 施設の目的及び運営の方針

施設の目的	保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	<p>保育の提供にあたっては入所する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活を提供するように努めるものとする。</p> <p>保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。</p> <p>(さいたま市条例第 66 号)・(さいたま市条例 52 号) その他の関係法令・通知等を遵守し事業を実施するものとする。</p>

3 提供する保育の内容

名称	うらわライトハウス保育園
所在地	さいたま市浦和区北浦和 3-8-9
電話番号	048 - 834 - 1711
認可年月日	平成 15 年 3 月 31 日
施設長氏名	関口 妙子
職員数	26 人
取扱う保育事業の種類	月極保育、一時保育（休止中）、延長保育、等

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
施設長	1 人	運営にかかる業務全般
保育士	18 人	就学までの園児の保育業務
保育補助	2 人	就学までの園児の保育業務
栄養士	1 人	給食業務
調理員	2 人	給食業務

事務	1人	事務業務
用務	1人	用務業務

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	長時間	7時30分から19時30分まで 土曜日は14時30分まで
		延長保育は18時30分から19時30分まで 1歳児以上 0歳児は要相談
	短時間	8時30分から16時30分まで
休所日	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由・金額		
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。		
延長保育料	標準時間	18:30より	1時間延長 3,000円/月 その他 10分 100円
	短時間	7:30- 8:30	10分 100円
		16:30-18:30	
実費徴収	主食代 2,000円/月 以上児 行事費 3,000円/年 年長児 (お泊り保育費用) コット・シーツ代 選択アリ 0歳・2歳児 時価 体操着・帽子代 (以上児) 時価 2,000円前後		

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	6人	14人	15人	15人	15人	15人	80人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事項	内容
保育の一日	ご家庭との連携をとりその日の体調や状況に応じて個別に対応致します。特に乳児や1歳半前までのお子さんにつきましては未熟であり個人差もあり、病気に対する抵抗力も弱いので一人一人の生活を十分に考慮していきます。
登園について	玄関の開閉は保護者のみ暗号キー他の方はインターホンでの対応をお願いします。 お子さんと一緒に登園時間にタッチパネルにて、

降園について	お子さんをお迎えして退室なさる時にタッチパネルをお願い致します。
登園降園について	<p>玄関を出るときは必ずお子さんの手を引いてください 自転車での送迎の方は速やかな登降園をお願い致します。子ども達の会話が弾んでいるようでしたら園の中で楽しんで後は速やかな降園を大きな声でのお話は保護者様も含めて控えて下さい。又自転車の前かごには荷物を置きっぱなしにしないでください。</p> <p>園児は、園外での活動で商店街や近隣の方々に“おはようございまーす”や“いってきまーす”の言葉とともに出かけて“ただいま”の声をかけながら温かく見守っていただいています。職員をはじめ地域で暮らす大人として子供たちへ“大人としての後ろ姿でしつける”姿勢を保育園のみんなのルールとして築いていきます。</p>
欠席の場合	<p>欠席が事前にわかる場合はお知らせください。 電話連絡は給食人数の確認もありますので9時までをお願いいたします。</p>
健康管理	<p>内科検診 年2回 歯科検診 年1回 細菌検査 (以上児)クッキング保育実施 嘱託医 内科医 村上医師 (大学勤務医) 歯科医 宮城歯科医師 (東川口 開業医)</p>
規則正しい生活を送るために	<p>身体測定 毎月 毎月歯磨き指導の中で(フッ素入り虫歯予防歯磨き) 磨き残しチェック(プラークチェック歯垢染色液使用) 朝食 朝の排便 検温 就寝起床の把握</p>
健康手帳	<p>在園を通しての健康管理 既往歴の記載 成長の記録 予防接種の記録 感染症の把握</p>
感染症	<p>厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドラインに従って対応 感染症発生時の対応と罹患後における登園時の対応 ”入園のしおり 詳細” 予防接種の把握 インフルエンザ予防接種のすすめ 感染症対策キッドの常備 次亜塩素酸水の使用 感染発生からの園内掲示及び保育園サーベランスの登録と情報提供</p>

投薬について	保育所保育指針（疾病への対応）に準じて投薬申請書記載の上、保育士に直接預けてください。
--------	---

9 緊急時等における対応方法

（１）保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

（２）保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください

10 非常災害対策

消防計画作成 （変更）届出書	浦和区浦和消防署 平成 29 年 1 月 1 日変更届出 防火管理者 氏名 関口 妙子
避難訓練	防災を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。
防災設備	SECOM・自動火災報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理、
避難場所	第 1 避難場所・・・園舎脇及び線路沿い空き地 北浦和西公園 第 2 避難場所・・・さいたま市立北浦和小学校 （広域避難所）

11 虐待の防止のための措置に関する事項

（１）設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

（２）児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

（３）児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年虐待防止研修に職員派遣、受講させています。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
教育・保育の内容	保育の特徴 異年齢の保育の中でひとりひとりの発達と向き合った環境を提供する ”自分のやりたい” を見て選ぶ。先に見る体験、過度な援助や補助をせずに子供が何を求めているのか、何を必要としているのかを見守って援助・補助をしていき自立を促します。 子供たちが遊び込める環境を通して成長、発達していくことを保障する保育また、体験、経験から教育面も備わるようにしていきます。
畑の活動と食育	“自然のないところだから” を意識する。

	<p>・6つのパーソナリティーに分類して、職員も共通認識を持って対応。職員は研修により、自分のパーソナリティーを知り、職場の人間関係や仕事の効率化に反映させる。又、園児のケース会議にも反映させる。</p> <p>◎体育指導 ラックスポーツクラブ 月4回 3歳児以上</p> <p>室内での体育指導は子どもの成長に合わせての指導が難しくどうしても屋外での遊びが中心になり細かな器械体操的な指導ができにくく外部に依頼。子供たちは体操着を着用、年間を通して半袖半ズボンでの服装でやる気をだしピリッとした空気の中を楽しんでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リトミック リズムと音感を育てる 以上児の日課として朝 発声と一緒に取り入れている ● 園外保育 <ul style="list-style-type: none"> ・園バスを多く利用し自然の中での保育環境を設定し自然遊びを多く体験する。 ・公園や施設では季節に応じた遊びが展開できるように設定される。 <p>その他 入園のしおり併用</p>

食育について

調理員 2名

管理栄養士 1名で昼食 午後のおやつを基本手づくりをベース提供

こだわり

主食のお米を 減農薬 無科学肥料のものを提供

初めて口にするおもゆの離乳食のスタート時より

基本5分づき米

飲料用 使用の水 RO水（逆浸透膜浄水）

離乳食の始まり

10倍がゆから 家庭で食しているものの品目を把握しながら

個別の献立表 作成

家庭で了解を取りながらメニューに従って離乳食の作成 喫食

個別に 保育者の手から食する

個別のスタートに合わせて段階を進める

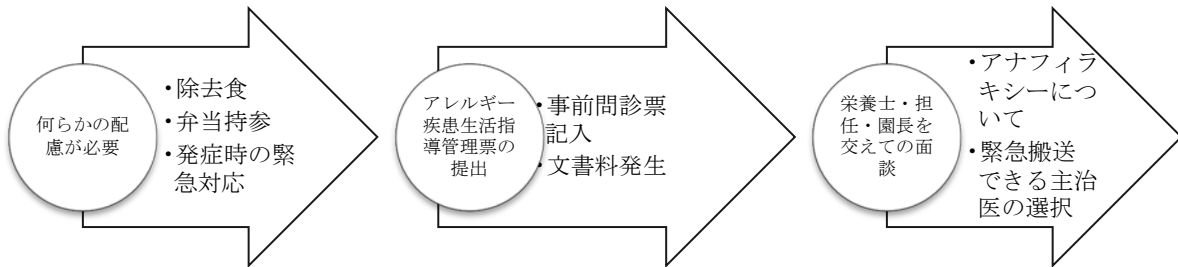
食べさせてもらうから 自分で食べる 食への意欲を育てる

水分補給

常に自分で好きなときに飲めるを基本に

各自水筒持参 自分で開けられる
園外保育に持っていけるように紐が付いている
中身は水または お茶

保育園の昼食 補充用は カフェインなし麦茶 または水
保育所等における食物アレルギー対応について



さいたま市の救急搬送できる医療機関

(保育所搬送でも対応してくれる医療機関)

(専門診療や救急対応が可能な医療機関)

さいたま市市民医療センター	048 (626) 0011
さいたま市立病院	048 (873) 4111
自治医大付属埼玉医療センター	048 (647) 2111
西部総合病院	048 (854) 1111

アレルギー食の提供するには

食物アレルギーの診療を受けている主治医に依頼

園長 栄養士 担任を交えて保育園での食を提供

保育所とでの除去食対応について

保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導標を元に、保育所と実際の給食について相談し決定します。自宅で食べられる加工品があっても、個別に対応すると作業が煩雑となり、かえって事故の危険性が高まります。このため集団生活では「完全除去を基本」として作業を単純化し安全性を担保するとされています。又、自宅で解除となった場合でも、運動や体調により症状が誘発されることがあるため、自宅で十分な期間安全に摂取できることを確認してから集団生活でも解除する必要があります。その際には診断書の提出は扶養で、保護者が「アレルギー除去食解除届け書」を保育所等へ提出することにより、解除となります。 さいたま市の指導より